

都道府県・ 政令指定都市名	18 福岡市	時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)
------------------	--------	----------------------------

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	市民局男女共同参画部
担 当 職 員 数	11 人 (専任 11 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	福岡市男女共同参画推進協議会
設 置 年 月 日 (西暦)・根 拠	1980年3月15日 根拠: 福岡市男女共同参画推進協議会要綱
長 の 役 職	市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関 、懇 談 会 等 の 名 称	福岡市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西暦)	2004年10月1日
構 成 員	17 人 (女性 8 人、男性 9 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西暦)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月
名 称	福岡市男女共同参画基本計画(第4次)
改定・見直しの予定時期	2026年3月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	福岡市男女共同参画を推進する条例
	公 布 日(西暦)	2004年3月29日
	施 行 日(西暦)	2004年4月1日
	最 終 改 正 日(西暦)	
	改 正 内 容	
無の場合	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	調査時点コード		1:2025年4月1日	2:その他(西暦)	2025年8月1日
	(西暦)	2025 年度まで	40 %		
根 拠	福岡市男女共同参画基本計画(第4次)				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律・法令及び条例に基づき設置している審議会等(行政委員会を除く)				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(51)うち女性委員を含む審議会等数(51)	延総委員等数(859)延女性委員等数(352)女性比率(41.0)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(72)うち女性委員を含む審議会等数(72)	延総委員等数(1,525)延女性委員等数(571)女性比率(37.4)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならぬ審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(22)うち女性委員を含む審議会等数(22)	延総委員等数(846)延女性委員等数(284)女性比率(33.6)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(6)	延総委員等数(97)延女性委員等数(19)女性比率(19.6)	
目標値以外の目標設定	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表		
女性登用方策	人材名簿が有る場合	掲載人数	人 (年 0 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2		
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	1		
		そ の 他			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況	調査時点コード		1:2025年4月1日	2:その他(西暦)	2025年5月1日
	管理職総数		女 性 管 理 職 の 内 訳		
	(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職(人)	次長相当職(人)
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	(E)
本庁	計	480	71	14.8	131 17 13.0 0 0
	うち一般行政職	395	63	15.9	110 16 14.5 0 0
支庁・地方事務所等	計	262	77	29.4	48 15 31.3 0 0
	うち一般行政職	203	61	30.0	38 13 34.2 0 0
全体	計	742	148	19.9	179 32 17.9 0 0
	うち一般行政職	598	124	20.7	148 29 19.6 0 0
再掲	警察 関 係	0	0		0 0 0 0 0
	教育委員会	47	6	12.8	11 2 18.2 0 0
					36 4 11.1

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2025年4月1日		2:その他(西暦)		2025年5月1日	
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	0	0		1,127	278	24.7
	うち一般行政職	0	0		930	252	27.1
支庁・地方事務所等	計	0	0		908	331	36.5
	うち一般行政職	0	0		652	260	39.9
全体	計	0	0		2,035	609	29.9
	うち一般行政職	0	0		1,582	512	32.4
再掲	警察関係	0	0		0	0	
	教育委員会	0	0		128	37	28.9

問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	61	18	29.5	0	0		162	49	30.2
	うち一般行政職	46	16	34.8	0	0		122	41	33.6
支庁・地方事務所等	計	16	11	68.8	0	0		38	24	63.2
	うち一般行政職	13	8	61.5	0	0		29	16	55.2
全体	計	77	29	37.7	0	0		200	73	36.5
	うち一般行政職	59	24	40.7	0	0		151	57	37.7
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	3	1	33.3	0	0		16	3	18.8

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
	面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○				○	◎				
課長補佐相当職										
係長相当職	○				○	◎				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	0	0	0.0
昇格試験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全 体	432	164	38.0
うち 上級	246	106	43.1
うち一般行政職	329	141	42.9
うち 上級	204	90	44.1
うち警察関係	0	0	
うち 上級	0	0	

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1.	明記した規定があり、認めている。
2.	明記した規定はないが、運用上認めている。
3.	明記した規定がなく、運用上も認めていない。
4.	明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	福岡市職員の氏名の変更及び旧姓使用に係る取扱要綱
該当部分の条文(本文)	<p>第2条 職員は、次に掲げる場合を除き、文書等において旧姓を使用することができる。</p> <p>(1) 文書等において旧姓を使用することにより、法令、条例等の規定に違反するおそれがある場合</p> <p>(2) 文書等において旧姓を使用することにより、外部の機関等との関係から、円滑な事務の遂行に支障をきたすおそれがある場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、実務上特段の支障が生じると認められる場合</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2025年4月1日	2:その他(西暦)	2025年5月1日
---------	-------------	-----------	-----------

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	うち管理職数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
36	7	19.4	7	1	14.3

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	福岡市男女共同参画推進センター			愛称・通称	アミカス		
設置年月日(西暦)	1988年11月2日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号 : 815-0083 住 所 : 福岡市南区高宮3-3-1 電話番号 : 092-526-3755 FAX番号 : 092-526-3766 ホームページ: https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/jigyosuishin/life/amikas.html						
管理・運営主体	1. 施設管理 <input type="checkbox"/> 直営(担当部局名:) <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者(名称: 福岡県建物管理事業協同組合・(株)福岡市民ホールサービスグループ) その他() 2. 事業運営 <input checked="" type="checkbox"/> 直営(担当部局名: 市民局男女共同参画部事業推進課) 指定管理者(名称:) その他()						
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	7 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	13 人	予算額	2025年度	128,555 千円
主な事業 男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの:○	1. 連携・協働(主な事項: 市民グループ活動支援事業) 2. 広報啓発(主な事項: 啓発紙「アミカスピイス」の発行、大学連携事業) 3. 講座(主な事項: 男女の自立や男女共同参画の促進) 4. 相談事業(主な事項: 総合相談、DV相談、男性相談、法律相談) 5. 実態把握(主な事項:) 6. 調査研究(主な事項:) 7. 國際交流(主な事項: アミカス日本語クラス) 8. 情報収集・提供(主な事項: インターネットによる情報提供、人材情報の提供) 9. 苦情処理(主な事項:) 10. その他(主な事項: 地域の男女共同参画推進組織の支援)						

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)			出資者	

2つある場合

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)			出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1. 有 2. 無	問10-2 名称等: アミカスネット	加盟団体数	21
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 [内容: 交流ルーム、メールボックスの提供]			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催
2. 市区町村職員研修会の開催
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
4. 関係情報の収集提供
5. 審議会等女性登用の働きかけ
6. 補助金等の交付 名 称 : 概 要 : 内 容 :
7. その他 内 容 :

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
○ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
○ 3. その他 [内容: 育児中の職員が受講しやすい時間帯での研修の企画や、妊娠中の方への座席位置等の配慮]

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	183,783	183,733	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.02 %	0.02 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	5,818	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況		※該当するもの:○	項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○	
(1)	指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	○	
(2)	清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
(3)	指定管理者公募選定における評価項目の設定		
(4)	プロポーザル方式における評価項目の設定		
(5)	その他(内容: 指名競争入札又は随意契約により調達を行う際に認証している企業からの優先調達	○	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得		○	○
⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
⑥	管理職に占める女性割合に関する項目			
⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
⑩	短時間正社員制度の導入			
⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
⑬	その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	2
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
3 役員に占める女性割合に関する項目	○	
4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	
6 その他「登用促進等」に関する項目	○	
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
9 短時間正社員制度の導入	○	
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○	
12 その他	○	

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	「ふくおか女性活躍NEXT企業見える化サイト」認定(1~12)、ふくおか「働き方改革」推進企業認定制度(7~10.12)、「い~な」ふくおか・子ども週間賛同企業・団体登録(7,8,12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的名称	

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→ 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称 福岡市女性活躍推進会議
2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的名称

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1 1. 有 2. 無	問17-1 福岡市男女共同参画年次報告書□ 名 称
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1 定期の場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()

問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参 加 予 定 者 数	時 期	
1. 広報啓発	①女性の視点を活かした防災事業 ②市民向け講演会 ③配偶者暴力相談支援センターカード・リーフレットの配布 ④デートDV防止リーフレットの配布 ⑤「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化ササ」推進事業 ⑥広報啓発紙「アミカスピイス」の発行 ⑦大学連携事業 ⑧女性の視点を活かした防災事業 ⑨DV・児童虐待対応における連携のための研修 ⑩女性活躍推進関連セミナー ⑪女性のキャリア形成支援セミナー ⑫女性の就労支援 ⑬女性の就労継続支援 ⑭女性のための起業セミ ⑮女性のための起業スキルアップセミナー ⑯ライフシフトによる女性のキャリア支援セミナー ⑰男性カレッジ ⑱男女の自立や男女共同参画を促進するための講座	①「女性の視点を活かした防災ミニブック」の配布等 ②困難を抱える女性への支援に関する市民向け講演会の実施 ③DV相談窓口を掲載したカード、リーフレットの配布 ④デートDV防止リーフレットの配布 ⑤企業における女性活躍への取組(女性管理職比率や平均残業時間、女性登用に関する目標など)の「見える化」を推進する ⑥男女共同参画に関する広報啓発紙の発行 ⑦ポスターコンテスト「Women at Work」 ⑧女性の視点を活かした防災ミニブックを活用した講座等の実施 ⑨市立高校等におけるデートDV防止教育講演会の実施 ⑩区役所や地域団体が行うDV防止研修に対し講師を派遣 ⑪相談員の資質向上のための各種相談員向け研修の実施 ⑫DVおよび児童虐待担当部署の連携強化のための研修の実施 ⑬ジェンダー平等やダイバーシティの推進に関するセミナー ⑭将来リーダーとして期待される女性や若手社員を対象としたセミナー ⑮女性向け就職支援講座 ⑯女性向け就労継続支援講座 ⑰女性向け起業支援講座 ⑱女性向け起業スキルアップ講座 ⑲女性向けキャリア支援講座 ⑳男性向け固定的役割分担意識の解消を目指した講座 ⑳アミカスフェスタ アミカス△共感ゼミ 若年層向け人材育成講座 女性のエンパワーメント講座 知っておきたい法律講座	①通年 ②年1回 ③通年 ④通年 ⑤通年 ⑥年2回 ⑦50名(作品応募者数) ⑦年1回	①通年 ②年1回 ③通年 ④通年 ⑤年1回 ⑥年2回 ⑦年1回 ⑧年4回 ⑨年1回 ⑩年1回 ⑪年1回 ⑫年1回 ⑬年1回 ⑭年1回 年1回 年1回 年2回 年3回
2. 表彰				
3. 講座				
4. 相談事業	①女性のためのつながりサポート事業 ②配偶者暴力相談支援センター電話相談 ③女性相談 ④配偶者暴力相談支援センター法律相談 ⑤女性のための起業出張相談 ⑥総合相談 ⑦DV相談 ⑧男性相談 ⑨法律相談	①NPO等の知見を活用した相談窓口の設置 ②配偶者等からの暴力についての相談 ③困難を抱える女性の相談 ④暴力被害者を対象とした弁護士による法律相談 ⑤女性向け起業相談 ⑥家庭や職場、地域での問題、配偶者等からの暴力等の相談 ⑦配偶者等からの暴力についての相談 ⑧男性が抱える様々な悩みについての相談 ⑨夫婦や親子間、相続、金銭、不動産等についての相談	①通年 ②通年 ③通年 ④通年 ⑤年1回 ⑥通年 ⑦通年 ⑧通年 ⑨通年	
5. 情報収集・提供	①インターネットによる情報提供 ②人材情報提供	①施設内容、事業概要、講座等の案内・募集、事業報告、アンケート集計、女性関連情報 ②福岡市学習情報提供システムによる人材情報の提供	①通年 ②通年	
6. 苦情処理	①苦情処理	男女共同参画の推進に関する苦情の処理(福岡市男女共同参画審議会苦情処理部会)		
7. 交流促進	①女性起業交流会 ②市民グループ活動支援事業交流会 ③アミカスネット	①女性向け起業交流会 ②市民グループによる活動報告や情報交換及び交流 ③市民グループ間のネットワークづくり及び情報交換等	①20人程度 ②40人 ③21団体	
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ	①DV被害者親子等ケア事業 ②DV被害者等自立生活援助事業 ③緊急一時保護事業補助金 ④健康課題等と仕事の両立支援 ⑤市民グループ活動支援事業	①DV被害者親子等に対する心理カウンセリング等 ②DV被害者に対する自立支援及び定着支援 ③民間シェルターの運営補助 ④企業への伴走型支援・交流会 ⑤市民グループによる活動に対する支援	①通年 ②通年 ③通年 ④年1回 ⑤通年	

9. 國際交流・海外派遣事業 ・ ①アミカス日本語クラス ・	①市内に住む外国人の支援及び交流	①延べ700人	①通年
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ ①DV防止対策連絡会議 ・ ②困難女性支援調整連絡会議 ・ ③外国人等相談者に対する通訳者派遣 ・ ④女性活躍の仕組みづくり ・ ⑤地域支援事業 ・	①関係機関の密接な連携及び施策の総合的な推進を図るための会議 ②困難を抱える女性への支援に関する官民協働による連携会議 ③来所面談時に通訳者を派遣 ④女性管理職比率の向上を図るためのツールを構築 ⑤男女共同参画基礎講座、男女協応援事業、サポートー派遣事業、地域女性活躍チャレンジ塾 「男女共同参画つうしん」(アミカスホームページ掲載) 福岡市男女共同参画推進サポートーフォローアップ講座	⑤延べ1,000人 10件 20人	①年1回 ②通年 ③通年 ④通年 ⑤通年 通年 年に1回

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議会名	福岡市議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無		
配偶者の出産	1 個別の各事由を明記した規定がある。	
育児	2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。	
家族の看護	3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。	
家族の介護	4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
疾病		
その他		
公務出張		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他()	

規則名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	3	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2	
規則名			
条文本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

3	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔福岡市地域防災計画において、「市民局(市民局 防災・危機管理部等を除く。)主な事務分掌」の項目に「災害対策に係る人権・男女等配慮に関する」と記載している。〕
計画、指針名	
該当部分の規定	

2025年度調査より以下の設問(問21~問24)が新設されました

問21 災害対策本部への女性職員の配置状況

本部員の総数 (本部長を含む)	34 人	うち女性数	8 人	女性比率	23.5 %
--------------------	------	-------	-----	------	--------

問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず庁内全職員)に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況

1	1. 実施している 2. 実施していない
---	-------------------------

問23 男女共同参画センターの設置根拠

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。
(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

1	1. 条例 2. 条例以外(要綱など)	
---	------------------------	--

問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。

1	1. あり 2. なし
---	----------------

調査時点コード: 2

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦)(2025年8月1日)

問31 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならぬ審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	市町村防災会議(会長を含む)	49	7	14.3	
	市町村防災会議(委員のみ)	48	7	14.6	
2	民生委員推薦会	14	6	42.9	
3	国民健康保険事業の運営に関する協議会	20	10	50.0	
4	地方社会福祉審議会	34	19	55.9	
×	5 土地利用審査会				
×	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関				
×	7 公害健康被害認定審査会				
8	地方港湾審議会	31	10	32.3	
9	土地区画整理審議会	10	3	30.0	
10	建築審査会	7	3	42.9	
11	開発審査会	7	4	57.1	
12	市町村都市計画審議会	27	7	25.9	
13	介護認定審査会	355	119	33.5	
14	精神医療審査会	26	4	15.4	
15	市町村国民保護協議会	50	7	14.0	
16	地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
17	感染症診査協議会	16	7	43.8	
×	18 市街地再開発審査会				
19	障害支援区分審査会	21	9	42.9	
20	児童福祉審議会	31	13	41.9	
21	行政不服審査会	6	3	50.0	
22	個人情報保護審議会	11	5	45.5	
23	小児慢性特定疾病審査会	6	3	50.0	
24	障がい者介護給付費等認定審査会	90	36	40.0	
25	指定難病審査会	17	6	35.3	
26	福岡市地域公共交通計画協議会	13	1	7.7	
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
合 計		846	284	33.6	
女性委員0の審議会数		0			

問32 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	31	5	16.1	
3	人事委員会又は公平委員会	3	2	66.7	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	農業委員会	42	2	4.8	
6	固定資産評価審査委員会	12	6	50.0	
合 計		97	19	19.6	
女性委員0の委員会数		0			